平成２６年（フ）第４９６号
千葉市花見川区幕張町５丁目385番地５　ハイツＫＩＫＩ101号
債務者　伊佐　利江
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６号
千葉県鴨川市金束20番地　金束団地Ａ―10号
債務者　島野　光子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第８１号
岐阜県養老郡養老町石畑1330番地７
債務者　川瀬　　恵（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５９３号
京都府宇治市伊勢田町井尻34―３　グラン・コート宇治西204号、住民票上の住所京都府八幡市男山笹谷４番地２―Ｄ19―708
債務者　坂本　史郎
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６１０号
京都市山科区御陵中内町41番地10　ソリュード206号室、前住所京都市山科区川田土仏２番地23
債務者　太田　文章
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６８６号
京都市右京区梅津中倉町４番地６　松尾ブリッジマンション３―Ｄ号、前住所新潟県糸魚川市大字青梅3313番地３
債務者　金子　兆宏
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６９２号
京都市南区西九条菅田町27番地２　菅田町団地602
債務者　那須野勇一
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７３８号
京都市右京区西院西矢掛町18番地１
債務者　大久保　恵（旧姓福田・堀平）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７５６号
京都府宇治市伊勢田町毛語５番地　西川マンション306号
債務者　倉持　信二
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６４号
京都市山科区厨子奥若林町30番地８　ドミールＢ203
債務者　古谷　　等
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７８０号
京都府八幡市男山美桜９番地11　４―403
債務者　西村　恵美
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７８４号
京都市山科区音羽前田町45番地２　グリーンハイツ304
債務者　鈴木　敏夫
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７８９号
京都市右京区山ノ内北ノ口町８番地　ＯＡＳＩＳ21―201号室
債務者　本山　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９９号
熊本県上天草市大矢野町上6601―２、住民票上の住所熊本県上天草市大矢野町上6543番地
債務者　髙橋　良子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９９号
奈良県大和郡山市西田中町544番地９
債務者　上山　富子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２０７号
奈良市西登美ヶ丘１丁目12番４号
債務者　中谷　和美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８６号
青森県八戸市下長４丁目４番７―51号　県営住宅、前住所青森県八戸市石堂３丁目10番21号
債務者　西村　信吾
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係